

現在「健康保険証」をお持ちの方の場合

保険証の新規交付廃止後の対応

(令和6年12月2日以降)

令和6年12月2日以降は、健康保険証の新規交付はされず、医療機関等の受診は原則、「マイナ保険証」で行っていただくことになります。

これに伴い、現在、「健康保険証」を保有されている方については、法施行から1年間の経過措置が設けられており、令和7年12月1日までは、これまでどおりの使用が可能です。紛失や資格情報の変更があった場合などは、新たな「健康保険証」は交付されず、医療機関等の受診は「マイナ保険証」、または「資格確認書」で行っていただくことになります。

各種手続きについては、下記のとおりとなります。

記

保険証を紛失したとき

マイナ保険証を保有（利用可能）されている方	「被保険者証滅失届」のみご提出ください。
マイナ保険証をお持ちでない方	「被保険者証滅失届」と「健康保険 資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

氏名・住所変更があったとき

マイナ保険証を保有（利用可能）されている方	該当する届出書（被保険者氏名変更届・被保険者住所変更届）のみご提出ください。
マイナ保険証をお持ちでない方	該当する届出書（被保険者氏名変更届・被保険者住所変更届）と「健康保険 資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

マイナ保険証を保有されている方（資格確認書が交付されなかった方）についても、国のシステムへの登録・データ連携結果により、「資格確認書」の職権交付を要する方であると判明した方（※）については、後日、「資格確認書」が交付されます。

（※）国側のシステムにおいて、本人資格（マイナンバー・住所等を含む）の確認・突合ができなかった方など